

郡山市音楽文化アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 音楽文化の振興について客観的な立場からの指導及び助言を受けることにより、本市の音楽振興施策の推進を図るため、郡山市音楽文化アドバイザー（以下「音楽文化アドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 音楽文化アドバイザーは、音楽に関する幅広い知識を持ち、経験に基づいた適切な指導及び助言を行うことができると認められる者のうちから郡山市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

2 音楽文化アドバイザーは、2名以内とする。

(任期)

第3条 音楽文化アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 音楽文化アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 音楽振興施策に係る助言及び指導に関すること。
- (2) 人材育成への助言及び指導に関すること。
- (3) 施設整備等に対する助言に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(服務)

第5条 音楽文化アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

2 音楽文化アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 音楽文化アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(謝礼金等)

第6条 音楽文化アドバイザーに謝礼金及び交通費を支給し、その額は市長が別に定める。

(解嘱)

第7条 市長は、音楽文化アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあってもその委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) 音楽文化アドバイザーに必要な適格性に欠けると認めたとき。
- (3) 音楽文化アドバイザーを設置する必要が無くなったとき。
- (4) 第5条の規定に違反したとき。

(庶務)

第8条 音楽文化アドバイザーに関する庶務は、文化スポーツ観光部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、音楽文化アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。